長崎大学 子どもの心の医療・教育センター
―子どもの心の支援にかかわる高度人材育成プログラム2023―

【研修報告】B-36 保育所等訪問支援の取り組み （講師：太田篤志）

◆概要
・2012年に創設された障害児支援サービスのひとつ
・障害児施設等で支援経験のある訪問支援員が、子どもが通っている保育所や学校などに訪問し、日常生活の場で支援を行うもの

◆インクルージョンの実現が目的
①保育所等においては障がいのある子どもの受入れを促進していくこと
②障害児通園施設等に通っていた子どもが円滑に保育所等に通えるようにすること
・2014年「障害者の権利に関する条約」を推進
障がいのある子どもについても住み慣れた地域で障がいのある子どもがない子どもとともに暮らす社会（インクルーシブ社会）の実現が目標
・障がいのある子どもが施設に通わなくても施設の専門性を享受しつつ地域で健やかに育つことができる地域の創生をめざす

◆利用者
・保育所等に通所していて、集団生活に専門支援が必要な子ども
・必ずしも申請時に集団不適応を起こしていなければいけないことはなく、特性等に応じた配慮がなければ不適応を起こす可能性のある子どもも対象

◆訪問支援の場所
・保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設
・児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの（放課後児童クラブ、中学校、高校）

◆支援内容
・子どもへの「直接支援」
・訪問先スタッフへの「間接支援」
・2週間に1回程度が基本

◆支援期間（修了のタイミング）
・半年および1年後のモニタリング時に継続の有無について検討
・訪問先機関を信頼し、安心して子どもを任せることができるようになる（保護者）
・子どもの障害特性を理解し、適した環境や活動を設定でき、安心して楽しみながら子どもと関われるようになる（訪問先機関）
・訪問先機関が保護者の心情を理解し、緊密な連携が取ることができるようになる